

特定技能実習生給与規程

社会福祉法人春喜会
(特別養護老人ホームせせらぎ)

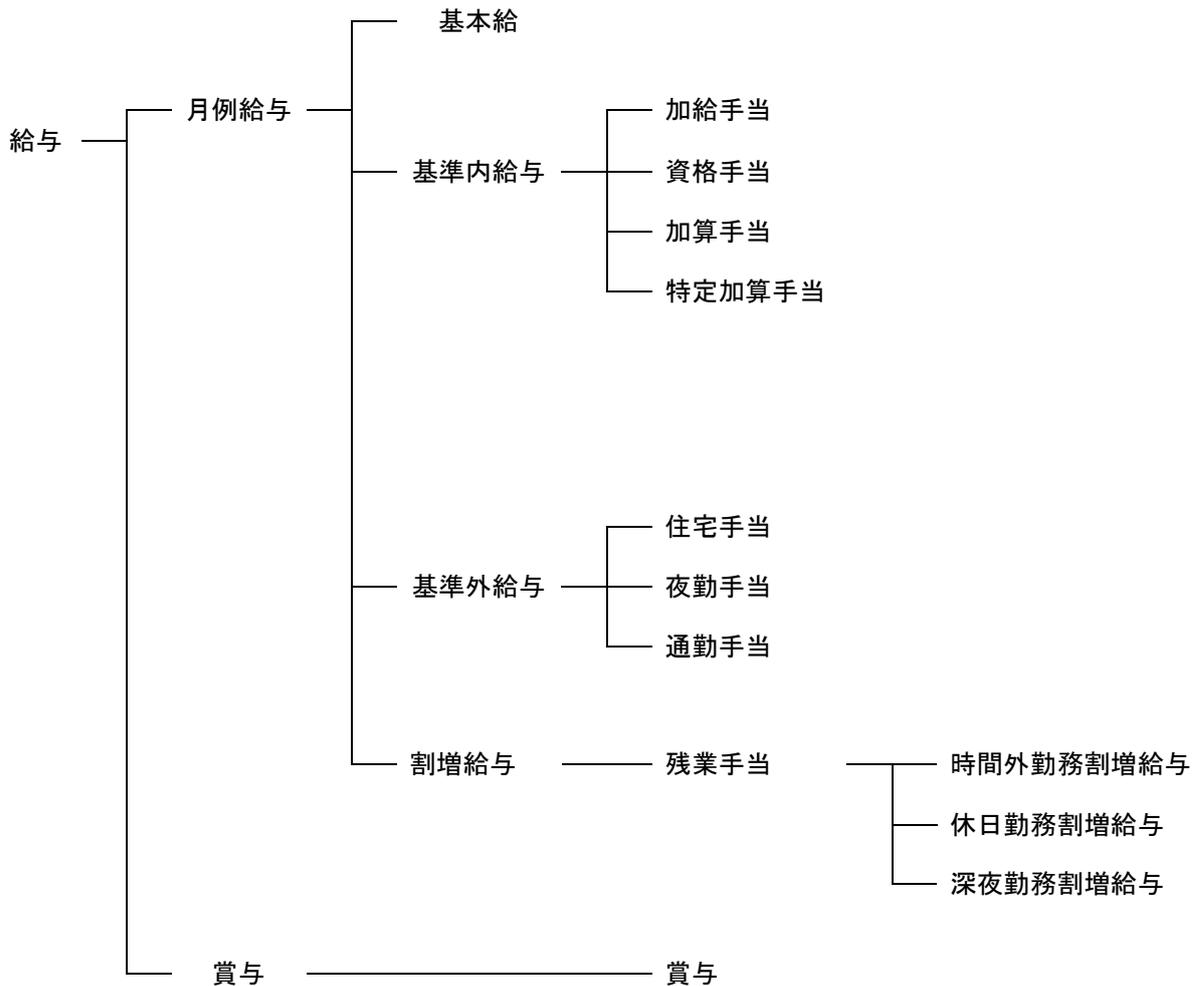
第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人春喜会就業規則の給与に関する規定に基づき、特定技能実習生として採用された職員（以下、本規程においては「特技職員」と言う。）の給与等について定めたものである。

(給与の構成)

第2条 給与の構成は次のとおりとする。



(給与締切日および支払日)

第3条 給与は、前月1日から起算し、前月末日に締め切り、当月25日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

- 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは特技職員（特技職員が死亡したときはその遺族）の請求により、給与支払日の前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- (1) 特技職員の退職、解雇のとき
- (2) 特技職員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、または死亡したため費用を必要とするとき
- (3) 特技職員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷するとき

(給与の計算方法)

- 第4条 遅刻、早退、欠勤などにより、所定就業時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する給与を支給しない。ただし、この規程、または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。
- 2 争議行為により休業した場合においても、その休業した期間に対する給与は支給しない。
 - 3 給与計算期間の中途において入社または退職した者に対する当該計算期間における給与は、当該計算期間の所定労働日数にて日割りで計算して支給するものとする。
 - 4 本条第1項の場合において、休業した時間の計算は当該給与計算期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。

(休暇等の給与)

- 第5条 就業規則に規定する次の休暇等により勤務しなかった時間または日の給与については、支給しないものとする。
- (1) 産前・産後休暇等
 - (2) 母性健康管理のための休暇等
 - (3) 生理休暇
 - (4) 育児時間
 - (5) 育児休業等
 - (6) 子の看護のための休暇
 - (7) 介護休業等
 - (8) 介護休暇
- 2 就業規則第25条、第34条及び第35条の休暇等により勤務しなかった時間または日の給与については、通常の給与を支払う。

(休職期間中の給与)

- 第6条 就業規則第40条の休職期間中の給与については、支給しないものとする。ただし、就業規則第40条第1項第3号の特別休職のうち、施設都合のものについては、労働基準法に規定する平均給与の100分の60を支給する。

(給与の支払方法)

- 第7条 給与は通貨で直接特技職員にその全額を支払う。ただし、特技職員の同意がある場

合には、口座振込みの方法によって支払うことがある。ただし、休日等の関係により銀行振込み手続きが間に合わない等の事態が生じた月は、事前に通知し支払日に現金にて支払うことがある。

2 前項の規程にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。ただし、第5号については、職員の代表者と書面による控除協定に基づいて行うものとする。

- (1) 給与所得税
- (2) 健康保険料
- (3) 厚生年金保険料
- (4) 雇用保険料
- (5) 職員の過半数を代表する者との書面により控除することとしたもの
 - ・食事代等個人負担とすべき利用料金
 - ・共済掛金（本人負担分）
 - ・その他協定にて定めたもの

第2章 基本給

(基本給)

第8条 基本給は月給制とする。ただし、試用期間中の者や雇用契約により特段の契約を結んだ者の場合、日給制とすることがある。

(初任給)

第9条 特技職員の初任給は、年齢、学歴、能力、資格の有無及び職務内容等を勘案し、各人ごとに決定する。

(昇給)

第10条 昇給は基本給についてのみ行うものとする。

- 2 昇給は毎年4月に勤務1年以上の者で技能、勤務成績が良好な者について予算の範囲内にて、個別に決定して行う。
- 3 定期昇給のほか、特殊な職務についた者、著しく技能が進歩した者、特に功労があった者等施設が認めた場合は、臨時昇給することがある。
- 4 第2項に関わらず、施設の業績等により、支給時期の変更又は昇給しないことがある。

(昇給制限)

第11条 前条第2項において、次の各号に該当する者に対しては、昇給させないことがある。

- (1) 休職中の者
- (2) 勤務成績又は勤務能力の極めて劣る者

(3) 年間欠勤率 10%以上の者

第3章 基準内給与

(加給手当)

第12条 加給手当は、職務上の経験や習熟度、適応状況に応じて、施設が優秀と判断した場合に個別に決定し支給する。

月額 10,000 円から 80,000 円の範囲内

- 2 前項の支給は、毎年4月に1年間の勤務により個別に決定する。

(資格手当)

第13条 資格手当は、次の資格を保有し、かつ当該資格を必要とする業務に就く者に対し支給する。

資格	支給額
介護支援専門員	月額 20,000 円
生活相談員	月額 10,000 円
栄養士	月額 10,000 円
介護福祉士	月額 5,000 円
その他施設が必要と認める資格	資格に応じて決定

- 2 前項の支給は、第1項の資格取得保有後において、業務に就いた日の属する給与計算期間から支給し、異動等により対象外となった場合は、異動日の属する給与計算期間の翌月から支給しない。
- 3 第1項の資格手当において複数に該当する場合、上位のみとし複数支給は行わない。

(加算手当)

第14条 加算手当は、介護特技職員として介護サービスに従事しているもので、施設が認める者に対し、施設が定める一定期間ごとに、予算の範囲内で支給額を決定し支給する。

- 2 手当は、施設が介護保険の介護特技職員処遇改善加算を受けることができる場合に該当者の賃金改善の為に支給することを目的とし、加算が受けられなくなった場合や制度が廃止となった場合は、不支給又は減額支給とする。
- 3 手当の支給期間及び支給金額は、賃金取扱通知書をもって、各人に通知する。

(特定加算手当)

第15条 特定加算手当は、全特技職員を対象とし、施設が認める者に対し、施設が定める一定期間ごとに、予算の範囲内で支給額を決定し支給する。

- 2 手当は、施設が介護保険の「介護特技職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)」を受けること

ができる場合に該当者の賃金改善の為に支給することを目的とし、加算が受けられなくなった場合や制度が廃止となった場合は、不支給又は減額支給とする。

- 3 手当の支給期間及び支給金額は、賃金取扱通知書をもって、各人に通知する。

第4章 基準外給与

(住宅手当)

第16条 住宅手当は、世帯主である特技職員が次の要件に該当する場合、要件毎の月額を支給する。

(要件) 住宅ローンの支払いがある場合

賃貸住宅に居住し支払っている場合

(支給額) 賃貸借料等が 10,000 円未満の場合、50%

賃貸借料等が 10,000 円以上の場合、5,000 円

- 2 前項の支給は、特技職員が世帯主であり、要件の支払いを特技職員が行っている場合に限る。

- 3 前各項に限らず、法人が賃貸契約を締結し、当該住宅に居住し、特技職員から賃貸借料を徴収している場合、次のとおりとする。

(1) 法人が負担する賃貸借料に応じて、次の金額を支給する。

賃貸借料が 40,000 円未満の場合、50%

賃貸借料が 40,000 円以上の場合、20,000 円

なお、自らが契約主体となっている特技職員については、第1項により支給上限 5,000 円とする。

(2) 法人が賃貸借契約に伴い、水道光熱費を負担し、特技職員から水道光熱費を徴収している場合、特技職員の特殊性から生活支援を目的に次の金額を住宅手当に加算して支給する。

月額 5,000 円

(夜勤手当)

第17条 夜勤手当は、業務の都合により夜勤勤務を行った者に対し、ユニット数に応じて1勤務につき次のとおり支給する。

ユニット数	支給額
1 ユニット	1 勤務 3,000 円
2 ユニット ※他夜勤特技職員による補助がある 場合	1 勤務 3,500 円
2 ユニット	1 勤務 4,500 円

- 2 夜勤手当は、所定勤務に対して支給することから、深夜勤務割増給与に該当する支給

とする。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、毎日通勤する者（日雇者を除く）で通勤の経路及び方法について、施設が認めた者に限り、その通勤に要する費用を次により支給する。

- (1) 定期券を購入する者は、所得税法による非課税限度額を上限として定期券購入費相当額を支給する。
- (2) 自動車・オートバイ等による通勤者については、通勤距離数（片道）によって次の月額を支給する。ただし、所得税法による非課税限度額を上限または下表の何れか低い金額とする。

2 km未満	—	12～14 km未満	7,000 円
2～4 km未満	2,000 円	14～16 km未満	8,000 円
4～6 km未満	3,000 円	16～18 km未満	9,000 円
6～8 km未満	4,000 円	18～20 km未満	10,000 円
8～10 km未満	5,000 円	20 km以上 2 km毎 2,000 円加算	
10～12 km未満	6,000 円	上限	20,000 円

- 2 自転車通勤者については片道の通勤距離が2 km以上の者に月額2,000円を支給する。

第5章 割増給与

(時間外勤務割増給与、休日勤務割増給与、深夜勤務割増給与)

第19条 法定勤務時間を超えて、または休日に勤務した場合には時間外勤務割増給与または休日勤務割増給与を、深夜（午後10時から午前5時までの間）において勤務した場合には深夜勤務割増給与を、それぞれ次の計算により支給する。

時間外勤務割増給与	$\frac{\text{算定基礎給与}}{1 \text{ヶ月平均所定勤務時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$
休日勤務割増給与	$\frac{\text{算定基礎給与}}{1 \text{ヶ月平均所定勤務時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$
深夜勤務割増給与	$\frac{\text{算定基礎給与}}{1 \text{ヶ月平均所定勤務時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$

- 2 算定基準給与とは基本給に基準内給与を加えたものとする。
- 3 法定就業時間を超えて、または休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ、時間外勤務割増給与または休日勤務割増給与と深夜勤務割増給与を合計した割増給与を支給する。
- 4 第1項に関わらず、夜勤手当は深夜勤務割増給与相当として支給していることから、夜勤手当の範囲内で深夜勤務割増給与は、支給しない。
- 5 第1項表に規定する時間外勤務時間数等の時間とは、施設の指揮命令下において勤務に従事した時間であり、個人的判断や自己都合により始業時刻を早め、また、終

業時刻を延長した時間は含まれない。

- 6 第1項の時間外勤務割増給与の計算において、時間外勤務時間数が限度時間内、45時間超 60時間以内、60時間超の場合においても、当面同率とする。

第6章 賞与

(賞与)

- 第20条 賞与は夏季賞与、冬季賞与及び決算賞与とし、各々7月、12月、3月に支給する。ただし支給日に在職していることを支給要件とする。
- (1) 夏季賞与の計算期間は前年12月1日から当年5月31日までとする。
 - (2) 冬季賞与の計算期間は当年6月1日から当年11月30日までとする。
 - (3) 決算賞与の計算期間は前年4月1日から当年3月31日までとする。
2. 賞与の金額は勤続年数、職務の役割、勤務成績及び施設の経営状況等を総合的に考慮して、勤務実態との均衡を著しく失することのないよう予算の範囲内において理事長が各人ごとに決定する。
 3. 前各項によらず施設の経営状況等により支給時期の変更又は不支給とすることがある。

第7章 その他

(臨時休業中の給与)

- 第21条 施設の都合により特技職員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均給与の100分の60に相当する休業手当を支給する。
- 2 前項を支給することで残余を特技職員は請求することができない。

(平均給与)

- 第22条 平均給与とは、労働基準法第12条の定めに基づき、直前の給与締切日から起算して、その以前3カ月間に支払われた給与の総額をその期間の総日数(暦日)で除した金額をいう。
- 2 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該当する期間がある場合には、その日数及びその期間中の給与はその計算にあたって控除する。
 - (1) 業務上の傷病により療養のため休業した期間
 - (2) 産前産後の女性が就業規則の規定に基づき休業した期間
 - (3) 施設都合により休業した期間
 - (4) 試みの使用期間
 - (5) 就業規則に規定する育児休業の期間

(6) 就業規則に規定する介護休業の期間

- 3 前2項の定めにかかわらず採用後3カ月に満たない者の平均給与は、採用後の期間によって計算するものとする。
- 4 本条第1項に規定する給与の総額には、臨時に支給した給与及び3カ月を超える期間毎に支給した賞与等は算入しない。

(旅費)

- 第23条 特技職員が施設の用務で出張をする場合、必要に応じ仮払金を支給する場合がある。
- 2 出張終了後の出勤日に旅費等の精算をするものとする。

(異動の届出義務)

- 第24条 住所、扶養家族に異動が生じたときは、所定の様式によって速やかに届け出なければならぬ。
- 2 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により通勤手当、扶養手当その他の給与を受給したときは、その返還を求め、あるいは就業規則にもとづいて制裁処分を行うことがある。

(不正に支払いを受けた場合の処理)

- 第25条 虚偽の申請を行ない、または所定の届出を怠り、不正に旅費及び交通費の支給を受けた者には、すでに支給した旅費及び交通費を返還させる。

(過誤の支払いの処理)

- 第26条 給与に過不足等の過誤が生じた場合には、施設は予告をし、精算を行うものとする。

附則

1. この規程は、令和5年6月1日から実施する。
2. 改定施行
令和4年3月1日 制定
令和5年6月1日 一部改定

